

**障がいを理由とする差別の解消に向けた
出雲市職員対応要領**

**平成28年4月
(令和6年3月改正)**

**出雲市健康福祉部
福祉推進課**

目 次

はじめに

1. 障害者差別解消法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 障がい者の権利保護に関する動向
 - (2) 障害者差別解消法の概要

2. 本市の障がい者を取り巻く現状と施策について・・・・・・・・ 3
 - (1) 本市における障がい者の現状
 - (2) 本市の障がい者施策について
 - (3) 「障がい者活躍推進計画」の策定について

3. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 対象となる範囲について
 - (2) 「障がい者」の範囲について
 - (3) 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
 - (4) 合理的な配慮の提供

4. 相談等の体制、取組の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 相談の対象範囲
 - (2) 相談窓口・地域のネットワーク
 - (3) 担当部局

5. 研修・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 職員の研修

6. 具体的な対応・取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

7. 今後の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

◎参考資料

【「障がい」の表記について】

出雲市では、「障がい」の表記に関する取扱い要領（平成20年7月23日）において、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が人や人の状況・状態を表す場合は「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本対応要領においても、この取扱いによりひらがな表記とすることを原則とし、法令や条例、固有名詞等は漢字表記としています。

はじめに

この要領は、平成28年4月1日に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下、「障害者差別解消法」という。）第10条第1項の規定にもとづき、本市の事務事業の実施にあたり障がい者を理由とする差別を行わないよう、職員が障がいについて理解し、適切に対応するための基本的事項を定めるものです。

1. 障害者差別解消法について

(1)障がい者の権利保護に関する動向

平成18年12月、第61回国連総会において障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約である障害者権利条約が採択され、また我が国も平成19年9月に署名をしたことにより、国内において条約の批准に向け法整備をすすめることとなりました。

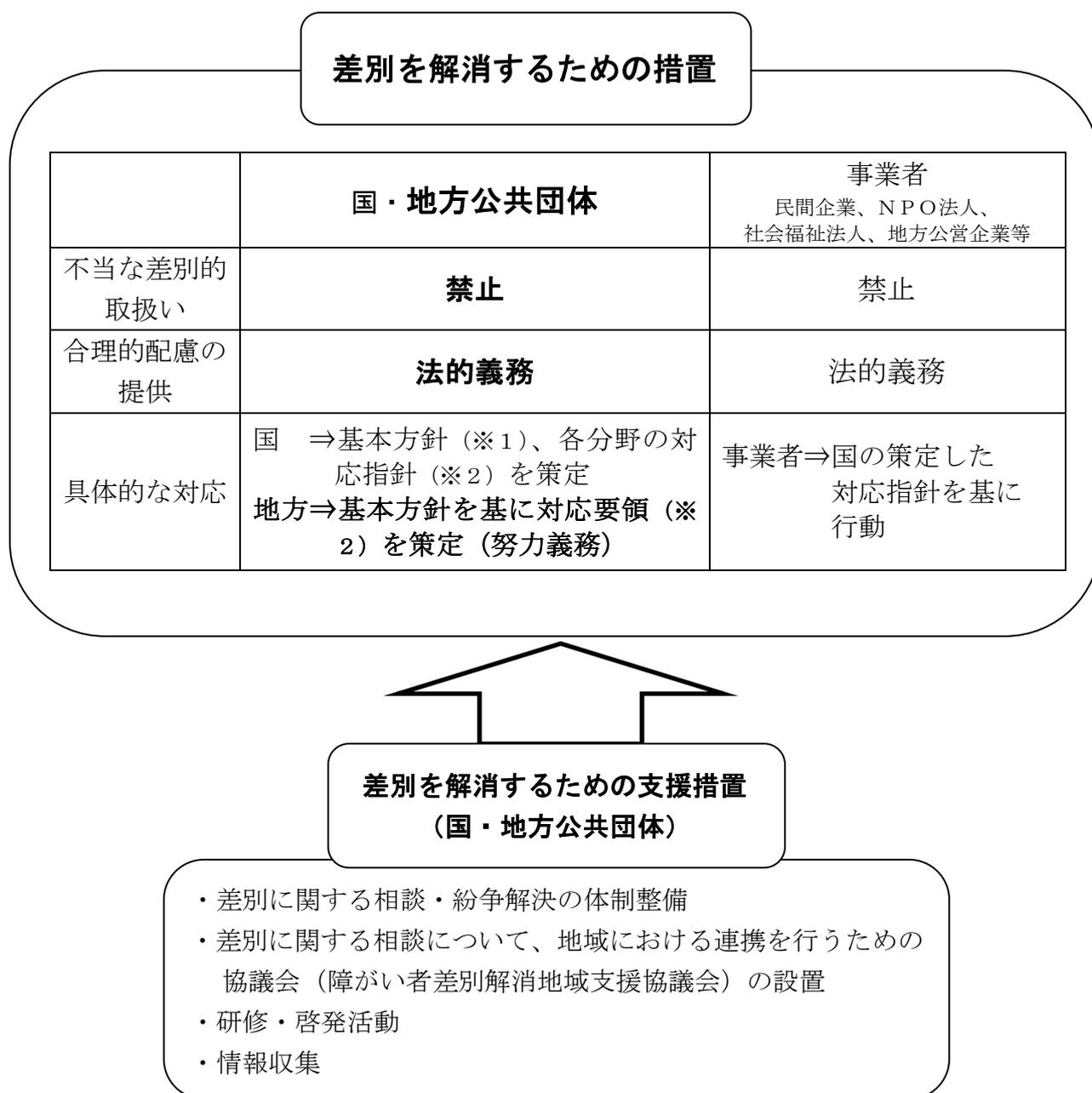
まず、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障がい者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義したことにより、法に定義される障がい者の範囲が拡大されました。また、障害者権利条約の考え方を踏まえ、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、（中略）その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と合理的配慮の概念が規定されました。

これを踏まえ、平成25年6月には、障がい者への差別の禁止に関する、より具体的な規定を示し、その遵守のための措置等を定めるため障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。さらに、令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮の提供を義務とする改正法が施行されます。

なお、障害者差別解消法の制定に合わせ、特に雇用分野において障がい者を理由とした障がい者への差別を禁止し、合理的配慮の提供を義務づける「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が改正されました。これら国内法を整備したことにより、国は平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

(2)障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法においては、障害者基本法に規定された「障がい者への差別の禁止」が具体化され、「障がいを理由とする差別を解消するための措置」とその措置を確実に実施するための「支援措置」が定められています。



※1 基本方針

差別解消の推進に関する施策を、総合的かつ一体的に実施するために作成されるものであり、その施策の基本的な方向等を定めたもの。

※2 対応要領・対応指針

不当な差別的取扱いとなる行為の具体例や合理的配慮の好事例を示すもの（ガイドライン）であり、対応要領は行政機関等ごとに定められる。

2. 本市の障がい者を取り巻く現状と出雲市の施策について

(1)本市における障がい者の現状

令和5年3月31日現在の障がい者等の数は以下のとおりです。

(人)

	全体	割合	18歳未満	65歳以上
本市の総人口	173,136	100%	28,287	52,317
身体障がい者手帳所持者	6,990	4.0%	116	5,526
療育手帳所持者	1,835	1.0%	283	266
精神障がい者保健福祉手帳所持者	2,095	1.2%	81	447
特定疾患治療研究事業認定者	1,713	0.9%		

市の総人口に対し、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者あるいは特定疾患治療研究事業認定者の数は、合計で本市の総人口の約7%を占めています（ただし、各手帳所持者および特定疾患治療研究事業認定者には重複の方も含まれます）。なお障害者差別解消法では、障がい者手帳等を所持していなくても、本人の状況等により個別に判断され、障がいがあり、社会的障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障がい者」としており、障がい者手帳の所持者に限るものではありません。そのため潜在的な対象者が存在していることに留意する必要があります。

また、本市は、何かの時の支援を求める意思表示であるヘルプマークの普及に努めており、障がい者手帳の交付時などにヘルプマークの交付を受けた障がい者が多数います。

ヘルプマークの交付実績（県内の状況）令和元年～令和5年12月末時点

交付窓口	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	発行累計
松江市	102	79	101	175	139	811
浜田市	14	17	18	25	18	213
出雲市	357	293	220	259	137	1,926
益田市	88	49	38	37	15	296
大田市	9	14	10	19	16	154
安来市	25	12	16	24	11	132
江津市	16	5	10	10	10	72
雲南市	13	122	27	59	14	273
町村計	26	29	25	27	27	208
島根県	43	37	52	37	42	463
視障協	12	5	11	4	6	87
総計	705	662	528	676	435	4,635

(2)本市の障がい者施策について

本市では、「出雲市総合振興計画（出雲新話2030）」において、「子育て環境や保健、医療、介護、福祉サービスが充実し、一人ひとりの人権と多様性を尊重しながら、個々のニーズに応じた支援が行われ、子どもから大人までたくさんの笑顔であふれるまち出雲」の実現を目指し、「誰もが大切にされる社会」、「ぬくもりのある福祉サービスの提供体制や支援体制の整備」の取組を掲げ、障がい福祉の推進を図っています。また、平成27年に、それまでの「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」を引き継ぐ新たな計画として「出雲市障がい者計画」を策定し、令和3年には、「第2次出雲市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）を策定しました。この計画では、社会における様々な障壁を取り除き、障がいを理由とする差別を解消していくため率先して合理的配慮をするとともに、市民や事業者に対して障がいへの理解をはじめとする周知・啓発を行い、障がい者差別の解消に向けた取組を実施することとしています。

(3)「障がい者活躍推進計画」の策定について

本市では、「障がい者活躍推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、障がいがある職員一人ひとりが、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる働きやすい職場づくりに努めます。その実施においては、本対応要領と一体的に取り組むこととしています。

本対応要領は障害者差別解消法の規定を遵守するため、また「出雲市障がい者計画」を推進していくために定められたものです。今後、市では次項に掲げる基本的な考え方にもとづき、各事務事業を実施します。

3. 基本的な考え方

(1)対応要領の対象となる範囲について

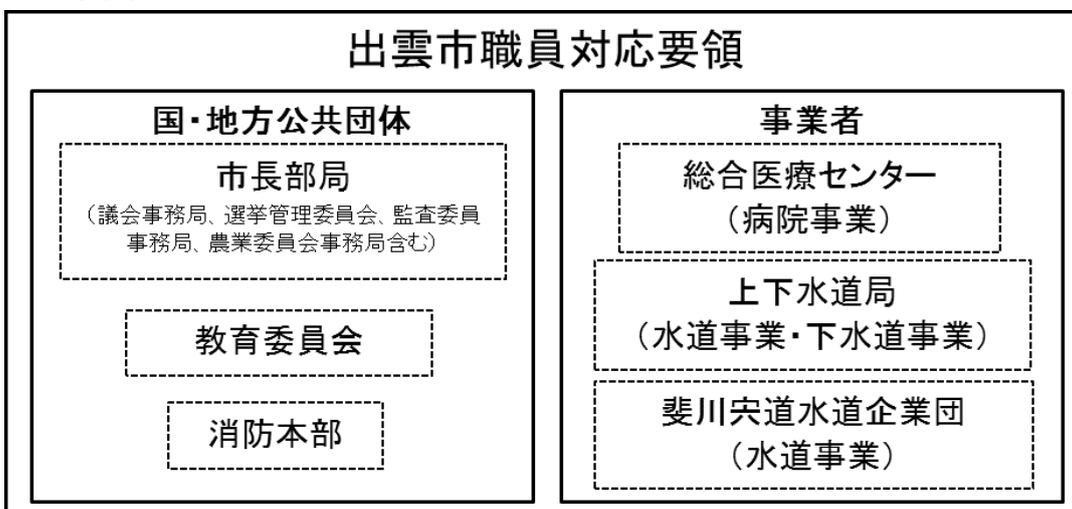
- ☆ 市が行う事務事業やイベント等全般を対象とします。
- ☆ 市として、統一的な考え方のもとに必要な対応・取組を行うため、市長部局、教育委員会を含む全ての部局を対象とします。
- ☆ 地方公営企業（出雲市水道事業、出雲市下水道事業、出雲市病院事業）は、障害者差別解消法上では「事業者」となりますが、市長部局や教育委員会と同様の考え方で対応・取組をすすめていくため、本対応要領の対象とします。

補足 障害者雇用促進法及び同法にもとづく厚生労働大臣の「差別禁止指針」や「合理的配慮指針」（平成27年3月）等により対応することが必要な雇用の分野（事業主としての立場から対応）については、この対応要領の対象外であり、各人事労務担当において、別途適切に対応するものとします。

【委託や指定管理等により事務事業を行う場合の留意事項】

本市の事務事業の一環として実施する業務を委託や指定管理等により事業者が行う場合であっても、市と同様の義務を負うこととなります。受託者および指定管理者に対し、当該事業分野に係る主務大臣の対応指針を遵守することに加え、本市の対応要領をふまえ合理的配慮を提供することを求めるものとします。

<対象範囲イメージ図>



(2)「障がい者」の範囲について

☆ 障害者基本法第2条に規定された障がい者と同じとします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものです。

☆ 社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものです。

補足

本対応要領の対象は下記のとおりです。

- ・障がい者手帳等を交付された人
- ・難病やその他の疾病等により日常生活・社会生活に相当な制限のある人
- ・高次脳機能障がいのある人、発達障がいのある人
- ・18歳未満の障がいのある人（障がい児）

(3)障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止

ア 基本的な考え方

☆ 障がい者に対して、正当な理由なく、障がいがあることを理由として下記の行為を行うことを不当な差別的取扱いとします。

- ・財・サービス、各種機会の提供を拒否すること。
- ・財・サービス、各種機会の提供にあたり、場所や時間帯、回数、内容を制限すること。
- ・障がい者でない者に対しては付さない条件をつけること。
- ・その他障がい者の権利利益を侵害すること。

※車いすや、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障がいを理由とする差別に該当します。

補足

事実上の平等を促し、合理的配慮の提供という目的を達成するため、次のような措置を行うことは、不当な差別的取扱いにはあたりません。

- ・合理的配慮の提供を行うために、障がい者でない人と異なる対応を行うこと。
- ・プライバシーに配慮しつつ必要な範囲で障がい者の障がい状況を確認すること。

各事務事業について、対象者が障がい者であること以外の条件が同じであるのに、正当な理由もなく、障がい者を障がい者でない人よりも不利に扱うことが、不当な差別的取扱いとなります。

イ 正当な理由の判断の視点

☆ 障がいを理由とした差別的取扱いが、客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであり、その事業の目的に照らしてやむを得ない場合には、不当な差別的取扱いとはなりません。

補足

- ・「正当な理由」に相当するかどうか、個別の事案ごとに、障がい者の権利・利益や市の事務事業の目的・内容・機能の維持等の観点により、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。
- ・正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を本人に最も適切な方法で説明するとともに、双方が互いに相手の立場を尊重しながら相互に理解を得る努力を行うことが重要です。

(4)合理的な配慮の提供

ア 基本的な考え方

☆ 合理的な配慮とは、障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう社会的障壁を取り除くために必要かつ適当な変更や調整を図ることです。

☆ その障がい者が制度や施設等を利用するために、本人の障がいや年齢、性別に応じた配慮をしなければなりません。

補足

合理的配慮については、個々の価値観や社会的背景等により、その解釈・程度が様々に異なるため、以下の観点に留意する必要があります。

●合理的配慮の内容の原則

- ・事務事業の目的・内容・機能に照らし、本来の業務に付随したものであること
- ・配慮の内容が、障がい者でない人と同等の機会を得るためのものであること
- ・事務事業の目的・内容・機能の本質的な変更にならないものであること
- ・建設的な対話による相互理解を通じて、実現可能な対応案を検討する必要があること

合理的配慮の提供を受ける障がい者の障がいの状態、性別や年齢によって望まれる対応が異なるため、十分に配慮する必要があります。障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替りの措置の選択を含めて双方の建設的な対話による相互理解を通じた柔軟な対応が必要です。

【具体的な合理的配慮の内容】

合理的配慮の具体的な内容については、次の3点が大きなポイントとなります。

- ①物理的環境（ハード面）への配慮
- ②意思疎通（コミュニケーション）の配慮
- ③ルールや慣行の柔軟な変更

ただし、合理的配慮の内容は、対象者の障がいの特性や具体的な場面、状況に応じて異なり、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得る、多様で個別性の高いものでもあります。

【意思の表明】

意思の表明については、単に口頭による表明だけでなく、障がいの特性や障がい者の状態等を考慮して、言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等の伝達手段が考えられます。

また、障がいの状態により本人からの意思表示が困難である場合は、家族、介助者、支援者等が本人を補佐あるいは代理して行うものも、本人からの意思の表明に含みます。意思の表明が無い場合であっても、本人に適切な配慮を提案するため、建設的な対話を働きかけるなど自主的な取組に努めます。

イ 過重な負担の考え方

☆ 合理的配慮の提供が、それを提供する側の過重な負担になるか否かについては、個別の事案ごとに様々な要素を勘案し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

補足

過重な負担であるかどうかの判断に用いる要素としては、以下の項目を考慮することが必要です。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| ①事務事業への影響の程度 | ⇒目的・内容・機能は損なわれないか？ |
| ②実現可能性の程度 | ⇒物理的・技術的あるいは人的・体制的に実現できるか？ |
| ③費用・負担の程度、財政状況 | ⇒どれくらいの費用がかかるか？
財政状況を考慮しても実現可能か？ |
- ・体制や予算上の制約等により、合理的配慮の提供ができない場合について

は、社会的障壁の除去という目的を達成するための代替案や次善策等、他の方法がないかよく検討する必要があります。

- ・双方の対話により、柔軟な対応方法を模索しても合理的配慮の提供ができない場合については、本人（あるいは本人の意思の表明を代理して行った人等）にその理由を丁寧に説明し、理解を得るようにします。

(5) 環境の整備

☆ 障がいの有無に関わらず等しく制度利用等が可能となるよう、あらかじめ社会的障壁となる環境等の改善措置を講じておく必要があります。

また、不特定多数の障がい者を念頭に環境の整備を実施しておくことで、個別の場面で障がい者からの合理的配慮を求められた場合の質の向上が期待されます。

補足

事前的改善措置には、例えば、下記のようなものが考えられます。

①バリアフリー法にもとづく

公共施設・交通機関におけるバリアフリー化 ⇒低床化、スロープや手すり等の設置、多機能トイレ等の設置

②コミュニケーション支援のためのサービス

・介助者等の人的支援

⇒あいサポート運動など、対応する職員の研修、手話通訳者、要約筆記者の養成

③情報の取得・利用・発信のための

情報アクセシビリティの向上

⇒ホームページ等の充実、様々な媒体による情報発信、災害時の情報発信

環境の整備については、「出雲市福祉のまちづくり条例」及び同条例施行規則、施設整備に関する「望ましい基準」による整備を行う必要があります。また、令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。この法は、障がいの種類・程度に応じた手段が選択できること、日常生活・社会生活を営む地域がどこであるかに関わらず、障がい者と障がい者でない人が同一の情報を同一時点において取得できるようにすることを基本理念とし、地方公共団体には、地域の実状を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施する責務があることを定めています。

4. 相談等の体制、取組の推進体制

(1)相談の対象範囲

☆ 障害者差別解消法では、地方公共団体は障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることと定められています。

☆ 市では、障がいを理由とする差別に関する相談のうち、原則として所管する事務事業に関する相談を受けるものとします。

補足

- ・「障がいを理由とする差別」には、不当な差別的取扱いだけでなく、合理的配慮が必要であるにも関わらず、理由なく合理的な配慮が提供されないことも含みます。
- ・指定管理や委託による事務事業、本市が指定や許認可等を行っている事業者・施設（相談内容に関して、本市が一定の指導監督権限を有するもの）に関する相談についても対象とします。

(2)相談窓口・地域のネットワーク

☆ 相談窓口を明確にするため、健康福祉部福祉推進課内に相談窓口を設け、障がい者本人やその家族や支援者等からの相談に応じるほか、差別を未然に防止する観点から、各部局と連携を図ることとします。

☆ 障がいを理由とする差別に関する相談について、単一の相談機関のみの対応が困難であったり、地域の諸機関の連携による解決が望ましい場合には、「障がい者差別解消支援地域協議会」により情報共有を行い、対応にあたることとします。

補足

「障がい者差別解消支援地域協議会」の委員は、「出雲市障がい者施策推進協議会」の委員が兼ね、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携を図ることとしています。これは、出雲市障がい者施策推進協議会の構成員である障がい当事者、福祉事業所、有識者および行政のネットワークやノウハウを活用することにより、よりきめ細やかで速やかな対応が期待できるためです。

(3)担当部局

☆ 障がい者を理由とする差別の解消に向けた本市の取組については、健康福祉部福祉推進課が全体の統括的な役割を担います。

補足

福祉推進課の主な役割は次のとおりです。

- ①障がい者を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策・取組の企画推進（関係部署との連携による啓発事業や職員研修等の推進も含む。）
- ②障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する情報の収集および提供
- ③関係する団体等との連絡調整
- ④調整の困難な相談事案についてのサポート
市の行う事務事業についての障がい者を理由とする差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談・要望については、まずは担当部局で対応するものとしませんが、調整が困難な事案や担当部局が直接対応することにより障がい者が相談しにくい場合等は、福祉推進課で対応します。

5. 研修・啓発

(1)職員の研修

☆ 全部局を対象として、研修・啓発活動の機会を確保し、繰り返し行うことにより、職員の障がいに関する知識や理解の不足、偏見による障がい者への差別の解消に努めます。

☆ 各職員は、様々な方法により、自己研鑽等に努めるものとします。

補足

- ・具体的な研修内容としては、障害者差別解消法の内容や本対応要領の内容に関する研修のほか、「あいさポーター研修」を実施し、障がいの特性や適切な配慮について学ぶ機会を設けます。
- ・全部局において、課長相当職以上の役職にある者は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、下記の事項を実施します。
 - ① 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関して、他の職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めるようにすること。
 - ② 各部局において行う事務事業について、障がい者やその家族・支援者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。また、その際、合理的配慮の必要性が確認された場合は、他の職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(2)啓発活動

障がいを理由とする差別の解消のためには、「社会モデル」の考え方も含め、一人ひとりの障がい理解が大切です。また、障がいのある女性には、合理的配慮の提供を求める場面等において機会が均等に得られない、不当な差別的取扱いを受けやすいという意見があること、また、障がいのある子どもには、成人とは異なる支援の必要性があることなどにも留意する必要があります。

3 基本的な考え方 (4) 合理的配慮の提供の項で説明したとおり、本人に適切な配慮を行うため、建設的な対話を働きかけるなど自主的な取組が求められます。事業者についても、法の改正により、合理的配慮の提供が法的義務となっています。職員が、業務で事業者（営利目的か非営利目的か又は法人であるか個人であるかは問いません）との関わりを持つ中で、障がい者理解や差別解消の視点を持ち、場面に応じた対応の説明や情報提供を行うことにより、市民の理解が広がることが期待

されます。

本市の事務事業として実施する業務を行う委託業務や、指定管理等の事業者に対しても、もともとの良好な関係の下、適切な情報提供を行うことで啓発に努め、より望ましい社会の実現につながると考えられます。

【情報提供の例】

- ・内閣府のリーフレット配布、内閣府のサイトの紹介
- ・「出雲市福祉のまちづくり条例」の施設整備基準、望ましい基準の周知
- ・あいサポーター研修や、手話の出前講座等の紹介

6. 具体的な対応・取組

職員は、3. 基本的な考え方で示した観点・考え方にもとづき差別の解消に向けた対応・取組を行います。本項においては、不当な差別的取扱いの具体的な例や合理的配慮の例を提示します。ここで示したのは、様々な対応のうちの一部です。個々の状況や障がい者の状態に応じて、前項の観点・考え方をもとに対応する必要があります。

なお、本市では、障がい者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進することによって豊かな地域社会を実現することを目的として、「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しています。障害者差別解消法および本対応要領にもとづく合理的配慮を行うにあたり、職員は福祉のまちづくり条例の内容についても留意し、対応する必要があります。

(凡例) ×→不当な差別的取扱い ○→合理的配慮

【全体に共通すること】

コミュニケーション	
○	<ul style="list-style-type: none">・筆談や手話、意思疎通支援アプリで対応する。・音声情報、点字による情報提供を行う。・分かりにくい書類については、図やイラスト等も用いて説明する。・よく説明する事項は、やり取りがしやすいようにコミュニケーションボード（指さし会話板）や絵カードを用意しておく。・比喩や二重否定表現等を避けて説明する。・ゆっくり丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されていることを確認しながら対応する。・書類にルビをふる。分かりやすい言葉、拡大文字で説明した書類を用意する。・書類を読み上げて説明する。書類への代筆をする、または同行者の代筆を認める。・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で説明したりする。・市から送付する文書の封筒には発信者がわかるように点字で表示する。

物理的環境	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・杖等を置きやすいように置き場を設ける。 ・車いすの高さに対応した窓口や記載台を用意する。 ・段差がある場合は、簡易スロープを設置する。車いすのキャスター上げの補助を行う。 ・不随意運動等により書類を押さえることが難しい障がい者に対し、書類を押さえる等の補助をするか、バインダー等の固定器具を使用する。

その他	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・案内の際、歩く速度を障がい者に合わせる。前後左右・距離の位置取りについて障がい者の希望を尋ねる。 ・障がいの特性により、長時間待つことが難しい人のために、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する。 ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、疲労や緊張等に配慮し、別室での対応や、休憩を認める。
×	<ul style="list-style-type: none"> ・対応を拒否する。順番を遅くする。質問に答えない。 ・書面の交付、パンフレットの交付を拒む。 ・本人を無視して、介助者や付添者のみに話しかける。

【公共施設（総合医療センター・上下水道局を含む）】

コミュニケーション	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・館内の案内について点字や点字ブロック、触地図での表示、音声による表示を行う。 ・拡大文字版や分かりやすい単語を用いたパンフレットを作成する。

物理的環境	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者のためにキャスターを上げる補助を行う。簡易スロープを設置する。 ・車いす使用者用トイレや多機能トイレ（大人でも着替えができたり、介助者も一緒に入れたり、オストメイト対応の設備があるトイレ）を設置する。 ・乳幼児以外の年齢の人も使用できるおむつ交換ベッドを用意する。 ・足の不自由な来館者のために車いす、休憩台を用意しておく。 ・歩道等は車いすが通りやすいように広めにとる、凹凸を減らすように整備を行う。（視覚障がい者が歩道と車道の境を判断できるよう、2 cm程度の段差は必要です。） ・歩道に接した側溝には蓋を設ける。

各施設の特性に応じた配慮	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところにある書籍や資料をとって渡す。(図書館) ・大活字本、音声テープ本、デージー図書、オーディオブック等のアクセシブルな電子書籍等の書籍を利用できるようにする。(図書館) ・タイトルの点字表示をする。展示について手話通訳や説明資料による説明をする。(弥生の森博物館、科学館、環境学習センター等) ・障がいの特性により長時間待つことが難しい障がい者のため、別の待合場所を用意したり、周りの人の理解を得たうえで診察の順番を調整したりする。(総合医療センター)
×	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用を制限または拒否する。 ・身体障がい者補助犬を帯同していることを理由に、利用や補助犬の受け入れを拒否する。 ・仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求める等、他の利用者とは異なる条件を課す。

【幼稚園・保育所】

コミュニケーション	
○	・カードや写真等を使って情報提供、コミュニケーションを図る。

ルール・慣行の柔軟な変更	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を支援する職員を配置する。 ・専門性のある指導体制を確保する。 ・個別の支援計画等を作成して指導を行う。 ・特性に応じた教材を準備する。 ・幼児・教職員・保護者・地域の理解啓発を図る。
×	・一定の配慮があれば集団生活が送れると思われる児童の入園・入所を拒否する。

【小学校・中学校】

コミュニケーション	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報を文字化する。 ・質問内容について「はい」「いいえ」で端的に答えられるようにすること等により意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

物理的環境	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚過敏の児童生徒等のために机・椅子の足に緩衝材をつけ教室の雑音を軽減する。 ・視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

ルール・慣行の柔軟な変更	
○	・板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。
×	<ul style="list-style-type: none"> ・入学書類の受理を拒否する。学校行事や校外活動を認めない。施設の使用を許可しない。 ・試験等において合理的配慮を受けたことを理由に試験結果を評価対象から除外したり、評価に差をつけたりする。

【雇用・人事】

※基本的には障害者雇用促進法にもとづく指針による

コミュニケーション	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に際し、障がい特性に応じた点字や手話通訳等の補助を認める。 ・面接等を筆談で行う。 ・募集内容について、音声情報等による情報提供を行う。 ・問題文の読み取りに時間がかかることを考慮し時間を延長する。

物理的環境	
○	・机の高さを調節する等作業が可能となる工夫を行う。

ルール・慣行の柔軟な変更	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていく。 ・出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する。
×	<ul style="list-style-type: none"> ・受験を拒否する。 ・採用に際し障がい者のみに不利な条件をつける。

【広報・議会・公開の会議・説明会・イベント】

コミュニケーション	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者のための手話通訳・要約筆記を行う。 ・視覚に障がいのある利用者のために音声読み上げ可能なテキストデータ、

	<p>ホームページの色配置を何種類か用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等で特に障がい者に関連のある記事については、ルビをふる。 ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、それぞれの媒体によってページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
--	--

物理的な環境	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴の際、必要となる補助（点字資料、手話通訳や要約筆記、車いす用のスペース、資料の事前送付）について、申出ができる旨の表示をする。また、必要に応じて補助を行う。 ・会場の座席等、障がい者の特性に応じた位置取りにする（車いす席を設ける、手話通訳者が見えやすい位置に席を設ける、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を扉付近にする等。）
×	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴や参加を拒否する。 ・必要がないにも関わらず介助者等の随伴を求める、あるいは必要であるにも関わらず介助者の随伴を認めない。 ・障がい特性に応じた補助器具（車いす、白杖等）の持ち込みを認めない。

【防災】

○	<ul style="list-style-type: none"> ・警報やアナウンス、避難所での情報について、文字や音声、ジェスチャーや図、光の点滅等様々な方法を用いて伝える。 ・災害時や緊急時にそばに障がい者がいれば、できるだけ一緒に行動し、誘導したり、車いすを運んだり等のサポートを行う。 ・全身の体力が低下していることがある内部障がい者には、疲労しないよう、荷物を代わりに持つ。 ・災害時に配慮やサポートが必要な人について、障がいの状況やどんなサポートが必要か等事前に情報を収集しておく。
---	---

7. 今後の見直しについて

本対応要領は、国が法に基づき策定する差別解消の推進に関する基本方針や障がいを理由とした差別に関する相談事例等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の見直しを行うこととします。

◎参考資料・参考ホームページ

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・ 出雲市福祉のまちづくり条例（平成17年出雲市条例第116号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）（バリアフリー新法）について（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.html>
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集<地方公共団体向け>
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65_ref2.html
- ・ 関係府省庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>
- ・ 関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>
- ・ 合理的配慮サーチ（全体）（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>
- ・ インクルーシブ教育システム構築支援データベース（教育分野）（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- ・ あいサポート運動について（島根県）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/aisupport/>